

流山市立流山北小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

2 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

4 いじめの定義（法2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等
ア 「いじめ防止対策委員会」の設置

＜構成員＞

校長（総括） 教頭（涉外） 生徒指導主任（指導・調整・記録）

生徒指導部・学年主任（指導） 教育相談・養護教諭（支援）

※事案により、スクールカウンセラー・主任児童委員等を含め柔軟に編成する。

イ 組織の役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめに対する組織的対応の中核としての役割

ウ 会議の開催

- (ア) 定期的な会議の開催（月1回、生徒指導部会と兼ねる）
- (イ) いじめ事案が発生した場合はすみやかに管理職に報告し、事実確認を行ったうえで、会議を開催する。

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア 未然防止

(ア) きめこまかな指導

- a 分かりやすい授業の実践
- b 個に応じた指導の充実
- c 読書活動の充実・音読の推進
- d 「学び合い」を取り入れた授業改善

(イ) 豊かな心の育成

- a まじめさが大切にされる学校づくり
- b 道徳教育の充実
- c あいさつ運動
- d 情操の涵養
- e 多様な体験

(ウ) 規範意識の育成

- a いじめ防止対策推進法の周知
- b ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
- c 生活規律や学習規律の確立

(エ) 児童会活動を中心とした自発的活動

- a 児童会・生活委員会でのいじめ撲滅宣言の実施
- b 標語・スローガン等の募集活動
- c 朝のあいさつ運動の実施

(オ) 教師の人権意識の向上

- a いじめ事例研修の実施
- b 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
(PCを含む情報機器やLINE等の扱いの共通理解)
- c 過度の競争意識等が児童(生徒)のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

イ 早期発見

(ア) 定期的なアンケート調査

- a 年2回のいじめアンケートの実施
※いじめアンケートは5年間保存する
- b 学級集団の状態の調査を生活状況アンケートやQ-U調査等で実施
(5月、11月に調査を実施、6月、12月に分析を行う。)

(イ) 教育相談

- a 教育相談週間の実施(6月・11月)と保護者への啓発(毎月、教育相談日の設定)
- b 表札訪問、保護者との二者面談の実施(4月、夏季休業中、2学期)
- c 日常の教育相談の充実及び「話す勇気」を持つ指導の充実

(ウ) 児童観察

- a 複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解
- b 昼休み等授業時間外における児童の人間関係の観察
- c 心の天気の活用による児童の実態把握

(エ) 相談窓口の周知

- a 相談ボックス(「のびっ子」ボックス)の周知
- b 悩みごと相談員の先生(養護教諭)の周知
- c 小中学生専用なやみホットライン(24時間子供SOSダイヤル等)、困ったときはSOSのリーフレットの周知

ウ 早期対応

①気になる情報をキャッチ

↓

②独断で判断せず、いじめ防止等の対策のための組織へ報告

○正確な事実確認

- ・関係児童からの聞き取り
- ・1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。

→

○指導方針の決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・役割分担を確認
- ・場合によっては関係機関との連携を図る。

→

○児童への指導・支援

- ・被害にあった児童の保護
- ・加害児童へは毅然とした指導、深い内省、人権意識の醸成

○保護者との連携

- ・原則、家庭訪問
- ・学校の指導方針を説明、協力依頼

(ア) 対応チームの発足

- a 「生徒指導部会」を中心に、対応チームを発足する。
- b 対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(イ) 正確な事実確認

- a 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- b 複数の教職員で聞き取りを行う。
- c いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ウ) 指導方針の決定

- a 指導のねらいを明確にする。
- b 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- c 場合によっては、関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

(エ) いじめられた児童への支援

- a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- b 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
- c 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(オ) いじめた児童への指導

- a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- b 自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
- c 保護者には事実を説明する。
- d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(カ) 観衆、傍観者への指導

- a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
- b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
- c 人権意識の醸成を図る。

エ 繼続支援

(ア) チームによる見守り

- a いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。
- b 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。

(イ) 定期的な個人面談

- a いじめ解決から断続的に個人面談を行い状況を把握する。
- b 市教育相談と連携を図り面談を実施する。

(ウ) 家庭への定期連絡

- a 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
- b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

(エ) 進級、進学にともなう引継ぎ

- a 情報共有のもと、児童間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。
- b 小学校から中学校への進学に際しては、綿密に行う。

オ 家庭、地域等との連携

(ア) 家庭との連携

- a 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
 - b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。
- (イ) P T Aや地域との連携
- a 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携を図る。
 - b P T Aといじめ問題について、協議する機会を設ける。

カ 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c いじめの状況について報告し、情報を共有する。
- d 出席停止措置について協議する。

(イ) 子ども家庭課、青少年指導センターとの連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(ウ) 警察との連携

- a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。
- b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的、または必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。（別添1）

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- b 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- c 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 重大事態の対処

- a 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課へ速やかに報告する。
- b 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- c 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- d 調査結果については、対象児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- e 調査結果を、教育委員会指導課へ報告する。
- f いじめ重大事態の調査報告書の公表については、流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針に基づき、流山市教育委員会が公表の目的や影響を踏まえて検討する。

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- a いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- b 学校ホームページ、学校だよりなどで公表する。
- c 入学時、年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) いじめについての取組について

- a 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、児童、教職員、保護者が評価する。
- b 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- c 評価結果を公表し、児童、保護者、地域へと周知する。

令和7年度学校いじめ防止対策年間計画

令和7年4月 改訂

流山市立流山北小学校

■：教師の活動 ●：児童の活動 ◆：保護者の活動

学期	月	取組内容	指導のポイント	学校行事
1 学 期	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引き継ぎ ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■●学級開き（人間関係づくり・学級ルールづくり） 【始業式・学級活動】 ■◆保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 【学級懇談会】 ■ゲートキーパーについての研修■表札訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上気になる児童の様子や子どもたちの人間関係を確実に引き継ぐ。 ・不登校支援シートの作成を行う。 ・全校体制で指導するためにも共通理解を図る。 ・学校がいじめ問題について、本気で取り組む姿勢を児童や保護者に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・入学式 ・1年を迎える会
	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ●Q-U調査の実施と活用【学級活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U調査の実施時期に配慮する。（行事の前後は避ける。） 	
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ●話し合い活動『学級の活動について』【学級活動】 ■●校外学習活動（林間学園等）を通した人間関係づくり 【学年行事・学級活動】 ■教育相談週間の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後に活かしていく。 ・6月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期である。 ・Q-Uの分析を行う。 	・林間学園
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールロイヤーによるいじめ防止授業【学級活動】 ■指導方針及び指導計画等の策定と点検、共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■●話し合い活動『1学期の振り返り』【学級活動】 ■●いじめ調査アンケートの実施と個人面談 【第1回いじめ認知調査】 ■◆保護者面談の実施 ■いじめや教育相談等に係わる研修会への参加【研修会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期の活動を振り返り、いじめ防止対策の点検を行う。 ・事実確認を丁寧に行い、記録に残す。 	・終業式
2 学 期	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■夏休み明け児童の様子把握 ■●学校行事（運動会）を通した人間関係づくり 【学年・学級活動】 ■第1回校内授業研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・各研修会で、いじめや教育相談等についての研修を深め、今後の指導に活かしていく。 ・夏休み明け、児童の様子の変化に注意する。 ・行事に向けて、活動中の児童の様子に充分気を配る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・運動会
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■●校外学習活動を通した人間関係づくり 【学年行事・学級活動】 		
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■●いじめ調査アンケートの実施と個人面談 【第2回いじめ認知調査】 ●Q-U調査の実施と活用【学級活動】 ■教育相談週間の実施 ■●校外学習活動（修学旅行）を通した人間関係づくり 【学年行事・学級活動】 ■第2回校内授業研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認を丁寧に行い、記録に残す。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。（行事の前後は避ける。） 	・修学旅行
	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指導方針及び指導計画等の策定と点検、共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■●◆『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】 ■●話し合い活動『2学期の振り返り』【学級活動】 ■◆保護者面談の実施 ■第3回校内授業研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の活動を振り返り、いじめ防止対策の点検を行う。 ・Q-Uの分析を行う。 	・終業式
3 学 期	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■冬休み明け児童の様子把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明け、児童の様子の変化に注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・なわとび検定
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 		<ul style="list-style-type: none"> ・のびっこ発表会
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ■●話し合い活動『一年間の振り返り』【学級活動】 ■指導記録の整理、引き継ぎ資料の作成 ■指導方針及び指導計画等の点検と申し送り 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する情報を確実に引き継ぐため、資料を準備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式

参考例

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことが多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none">○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。○ 無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッタ一等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	<p>恐喝 (刑法第 249 条)</p>	<p>第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。 	<p>窃盗 (刑法第 235 条)</p>	<p>第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。 	<p>器物損壊等 (刑法第 261 条)</p>	<p>第 261 条 前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 	<p>強要 (刑法第 223 条)</p>	<p>第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 	脅迫 (刑法第222条)	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。 	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。 	自殺関与 (刑法第202条)	<p>第202条 人を教唆若しくは帮助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう 	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制)	<p>第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以</p>

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送ってきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <p>2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。</p> <p>3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に</p>
--	--------------------------------	--

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。 (略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 (略)</p>